

1 飯田市水道事業の設置等に関する条例 令和7年3月 改正

【概要】

簡易水道事業の変更認可申請を行うにあたり給水人口及び一日最大給水量の数値を変更する。

【改正後条文】

(経営の基本)

第2条

3 簡易水道事業の基本計画は、次のとおりとする。 (改正前)

(3) 給水人口 1,300人 1,700人

(4) 1日最大給水量 1,410立方メートル 1,460立方メートル

2 飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 令和7年3月 改正

【概要】

会計年度任用企業職員に勤勉手当、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給する。

【改正後条文】

(給与の種類)

第2条

4 定年前再任用短時間勤務職員に支給する給与は、給料、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。(会計年度任用企業職員の給与)

第11条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(以下この条において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

3 飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例 令和6年12月
令和7年3月 改正

【概要】

水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正(拡充等)された。

【改正後条文】

省略

改正の概要を参照

飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例 改正の概要

*赤字 は改正部分

*青字 は簡易水道の読替内容

◆布設工事監督者の資格要件 (第4条関係→ 水道法施行令第5条)

分 類		水道等に関する技術上の実務経験※ (うち半分は水道に関する経験必要) (水道に関する実務経験のみ)
履修課程等	土木工学科(土木科)or相当課程	
	衛生工学or水道工学履修→ 廃止	大2年以上→ 廃止
	上記以外を履修→ 全科目に変更	大3年以上、短5年以上、高7年以上 (1.5) (2.5) (3.5)
	機械工学科(機械科) or電気工学科(電気科) or相当課程	大4年以上、短6年以上、高8年以上 (2) (3) (4)
水道等の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上 (5)
技術士法における上下水道部門第2次試験合格者 *上水道及び工業用水道を選択		1年以上 (0.5)
1級土木施工管理技士検定の合格者		3年以上 (1.5)

※大…大学卒 短…短大・高専卒 高…中学・高校卒

※水道等… 水道、工業用水道、下水道、道路又は河川

◆水道技術管理者の資格要件 (第5条関係→ 水道法施行令第7条)

分 類		水道に関する技術上の実務経験
布設工事監督者の資格を有する者(簡水除く)→ 廃止		—
履修課程等	①土木工学科or土木科or相当課程	大3年以上、短5年以上、高7年以上 (1.5) (2.5) (3.5)
	②土木工学(①)を除く工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目(課程)or相当学科目(課程)	大4年以上、短6年以上、高8年以上 (2) (3) (4)
	③②以外の学科目(課程)	大5年以上、短7年以上、高9年以上 (2.5) (3.5) (4.5)
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上 (5)
技術士法における上下水道部門第2次試験合格者 *上水道及び工業用水道を選択		1年以上 (0.5)
1級土木施工管理技士検定の合格者		3年以上 (1.5)
国交大臣、環境大臣(※)の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了		—

(※)R6.3月までは厚生労働大臣(4月から移管)